



人事労務のよもやま話

休業ってなに？

関内馬車道支部所属の株式会社ヒューマンリソースみらい代表取締役で、特定社会保険労務士の荒木康之です。これから中法ニュースにて出来れば毎号、もしかしたら不定期で、人事労務に関する情報をご提供させていただきます。普段は好き勝手に講演等でお話しておりますが、話すと書くでは大違いでございまして、歴史と伝統ある横浜中法人会の中法ニュースで執筆の機会を頂き、震える思いでキーを叩いております。どうしても法律というのは固い文言で出来ておりますので、分かりにくいことが多くあります。出来るだけ分かり易く、かみ砕いてお話ししていきたいと思っておりますので、どうぞ今後のお付き合いをよろしく願いいたします。

さて、最初のテーマですが、「休業」を取り上げてみたいと思います。新型コロナの影響は今年の今頃ほどではありませんが、皆さんの事業活動に大きな影響を及ぼしていると思います。緊急事態宣言においては休業を余儀なくされたところも多かったのではないのでしょうか。また昨今の異常気象の影響でも事業活動に大きな影響を受けることが多々あります。事業を進めることが出来ない場合には、休業をしなければならない場合も多くなるでしょう。

休業とは、従業員（法律的な言い方は労働者と言います。）が働くことが出来る状態であるのに、働くことが出来ない状態をいいます。会社（事業主って言い方をします。）の事情であったり、天候など不可抗力によるものであったり、その原因はさまざまです。

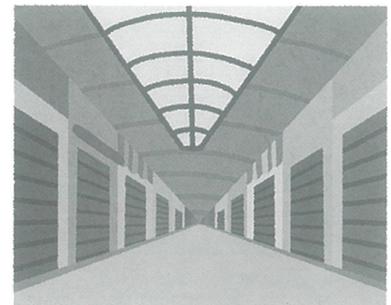
会社の事情による休業という、例えば火災や食中毒など大きな事故を発生させた場合などが該当します。お店を改装するので2週間休むことも、会社側の都合による休業に該当しますし、不況で仕事が無いから3か月間休んでくれ、なんて場合も同様です。

不可抗力による休業で一番分かり易いのは、天候等の天変地異によるものでしょう。おとしの台風15号と19号の時は、大きな被害が発生し、公共交通機関も計画運休になるなど休業せざるを得ない状態になったことは記憶に新しいことです。また部品や資材の調達先からの供給が滞って他にも手配したけど手に入らなかったた

めに操業が出来ないという場合についても、会社（事業主）の都合による休業には当たらないとされています。最近ほとんど聞かないですけど、ストライキによる休業についても会社の責任ではないとされています。このように休業にも2種類あって、会社に責任がある休業と、責任が及ばない休業とがあることを知ってください。

でも天変地異による休業が、すべて会社の責任が無いと判断されることでも無いんです。2018年に北陸地方、特に福井県では豪雪となり、国道で数日間立ち往生が発生したことがありました。当然にトラック輸送など大きな影響を受け、休業を余儀なくされた会社が多く発生しました。私の知り合いの社会保険労務士で福井で開業している方が、地元の労働基準監督署に何度も交渉しましたが、この豪雪による休業を会社の責任を免れることが出来ないことだと断定され、大変に憤慨していました。会社の責任による休業と、そうでない休業で何が違うか、ということ、会社の責任の場合には、その休業に対して補償する責任が発生することになるのです。福井県の会社は、あの豪雪による被害が発生するなかで、従業員に対して休業補償を行わなければなりませんでした。

最後にこの新型コロナでの休業って会社（事業主）の都合による休業なんですか？そして休業手当って払う必要があるのでしょうか？その辺りは次回に休業手当をテーマにお話ししたいと思います。



Profile

荒木 康之(アラキ・ヤスユキ)

上智大学経済学部卒業。小売業と外食業の経営に長くたずさわる。平成17年に横浜市中区に(株)ヒューマンリソースみらいを設立。社会保険労務士事務所みらいを併設。

人のつながりを大切にしながら、経営者も、従業員も、一人一人が生き活きた人生を送ることが出来るよう、「人と組織と社会のみらい」に貢献することを生き甲斐とする。全国の法人会、商工会議所、経済団体等において多数の講演実績があり、横浜中法人会で利用できるインターネットセミナーにも出演している。

著書「Q&A職場の労務トラブル対処法」セルバ出版 令和2年3月刊